

信用リスク検査用マニュアル(保険検査マニュアル付属資料)新旧対照表

自己査定に関する検査について(別表)

(改訂前)				(改訂後)			
項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
1. 債権の分類方法	<p>債権とは、貸付金及び貸付金に準ずる債権(貸付有価証券、未収利息、未収金、貸付金に準ずる仮払金、支払承諾見返)をいい、債権の分類は次に掲げる方法により行う。</p> <p>なお、信用リスクの管理上は、上記に掲げる債権以外に信用リスクを有する資産及びオフバランス項目を含めて原則として自己査定を行うことが必要であり、その場合には、対象となる資産等の範囲が明確でなければならない。</p>	<p>オフバランス項目については、原則として自己査定を行う必要があるが、被検査保険会社の規模等から判断し、必ずしも自己査定を行わなくとも差し支えない。その場合、自己査定を行わないことに合理的な理由があるかを検証する。</p>	(新設)	1. 債権の分類方法	<p>債権とは、貸付金及び貸付金に準ずる債権(貸付有価証券、未収利息、未収金、貸付金に準ずる仮払金、支払承諾見返)をいい、債権の分類は次に掲げる方法により行う。</p> <p>なお、信用リスクの管理上は、上記に掲げる債権以外に信用リスクを有する資産及びオフバランス項目を含めて原則として自己査定を行うことが必要であり、その場合には、対象となる資産等の範囲が明確でなければならない。</p>	<p>オフバランス項目については、原則として自己査定を行う必要があるが、被検査保険会社の規模等から判断し、必ずしも自己査定を行わなくとも差し支えない。その場合、自己査定を行わないことに合理的な理由があるかを検証する。</p>	(注)「貸付有価証券」とは、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号二に掲げる「貸借対照表に注記される有価証券の貸付け」をいう。
~ (略)				~ (略)			
債務者区分	<p>原則として信用格付に基づき、債務者の状況等により次のように区分する(プロジェクト・ファイナンスの債権は以下の区分によらないこともできるものとする。)</p>	<p>債務者区分の検証は、原則として信用格付に基づき、債務者の状況等により正確に債務者区分が行われているかを検証する。なお、プロジェクト・ファイナンスの債権については、回収の危険性の度合いに応じて分類できることに留意する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(注)「プロジェクト・ファイナンス」とは、例えば、ノン・リコース・ローンのように、特定のプロジェクト(事業)に対するファイナンスであって、そのファイナンスの利払い及び返済の原資を原則として当該プロジェクトから生み出されるキャッシュ・フロー(収益)に限定し、そのファイナンスの担保を当該プロジェクトの資産に依存して行う金融手法である。以下同じ。</p> <p>(注)「キャッシュ・フロー」とは、当期利益に減価償却費など非資金項目を調整した金額をいう。以下同じ。</p> <p>(注)左記の適用に当たっては、</p>	債務者区分	<p>原則として信用格付に基づき、債務者の状況等により次のように区分する。</p> <p>(削除)</p>	<p>債務者区分の検証は、原則として信用格付に基づき、債務者の状況等により正確に債務者区分が行われているかを検証する。なお、プロジェクト・ファイナンスの債権については、回収の危険性の度合いに応じて、見做し債務者区分を付して分類を行うことに留意する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(注)「プロジェクト・ファイナンス」とは、例えば、ノン・リコース・ローンのように、特定のプロジェクト(事業)に対するファイナンスであって、そのファイナンスの利払い及び返済の原資を原則として当該プロジェクトから生み出されるキャッシュ・フロー(収益)に限定し、そのファイナンスの担保を当該プロジェクトの資産に依存して行う金融手法である。以下同じ。</p> <p>(注)「キャッシュ・フロー」とは、当期利益に減価償却費など非資金項目を調整した金額をいう。以下同じ。</p> <p>(注)左記の適用に当たっては、「金融</p>

(改訂前)				(改訂後)			
項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
～ (略)	(略)	(略)	「金融検査マニュアル別冊 [中小企業融資編]」を参照。	～ (略)	(略)	(略)	検査マニュアル別冊 [中小企業融資編]」を参照。
担保による調整	(略)	(略)		担保による調整	(略)	(略)	
優良担保	国債等の信用度の高い有価証券、満期返戻金のある保険等（満期返戻金のある保険・共済、預金、貯金、掛け金、元本保証のある金銭の信託をいう。以下同じ。）及び決済確実な商業手形等をいう。	左記に掲げる担保が優良担保とされているかを検証する。 イ. 「国債等の信用度の高い有価証券」とは、次に掲げる債券、株式、外国証券で安全性に特に問題のない有価証券をいう。 (債券) (イ)～(ホ) (略) (ハ) 証券取引所 上場銘柄の事業債を発行している会社の発行するすべての事業債及び店頭基準気配銘柄に選定されている事業債 (株式) (イ) 証券取引所 上場株式及び店頭公開株式、 証券取引所 上場会社の発行している非上場株式 (ロ)～(ハ) (略) (外国証券) (イ) 外国証券取引所 又は国内 証券取引所 の上場会社の発行するすべての株式及び上場債券発行会社の発行するすべての債券 (ロ)～(ホ) (略) ロ.～ハ. (略)	(注) 「国債等の信用度の高い有価証券」、「満期返戻金のある保険等」及び「決済確実な商業手形」等であっても、担保処分による回収に支障がある場合には、優良担保とはみなされない。 (注) (略)	優良担保	国債等の信用度の高い有価証券、満期返戻金のある保険等（満期返戻金のある保険・共済、預金、貯金、掛け金、元本保証のある金銭の信託をいう。以下同じ。）及び決済確実な商業手形等をいう。	左記に掲げる担保が優良担保とされているかを検証する。 イ. 「国債等の信用度の高い有価証券」とは、次に掲げる債券、株式、外国証券で安全性に特に問題のない有価証券をいう。 (債券) (イ)～(ホ) (略) (ハ) 金融商品取引所 上場銘柄の事業債を発行している会社の発行するすべての事業債及び店頭基準気配銘柄に選定されている事業債 (株式) (イ) 金融商品取引所 上場株式及び店頭公開株式、 金融商品取引所 上場会社の発行している非上場株式 (ロ)～(ハ) (略) (外国証券) (イ) 外国金融商品取引所 又は国内 金融商品取引所 の上場会社の発行するすべての株式及び上場債券発行会社の発行するすべての債券 (ロ)～(ホ) (略) ロ.～ハ. (略)	(注) 「国債等の信用度の高い有価証券」、「満期返戻金のある保険等」及び「決済確実な商業手形」等であっても、担保処分による回収に支障がある場合には、優良担保とはみなされない。 (注) (略)
一般担保	優良担保以外の担保で客観的な処分可能性があるものをいう。 例えば、不動産担保、工場財団担保等がこれに該当する。 (追加)	左記に掲げる担保が一般担保とされているかを検証する。 なお、不動産担保等で抵当権設定登記を留保しているものについては、原則として一般担保とは取り扱わないこととするが、登記留保を行っていることに合理的な理由が存在し、登記に必要な書類が全て整っており、かつ、	(新設)	一般担保	優良担保以外の担保で客観的な処分可能性があるものをいう。 例えば、不動産担保、工場財団担保等がこれに該当する。 動産担保は、確実な換価のために、適切な管理及び評価の客観性・合理性が確保されているものがこれに該当する。 債権担保は、確実な回収のために、適切	左記に掲げる担保が一般担保とされているかを検証する。 なお、不動産担保等で抵当権設定登記を留保しているものについては、原則として一般担保とは取り扱わないこととするが、登記留保を行っていることに合理的な理由が存在し、登記に必要な書類が全て整っており、かつ、直	(注) なお、保安林、道路、沼などは抵当権設定があっても、原則として一般担保と見ることができないことに留意する。

(改訂前)				(改訂後)						
項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考			
担保評価額	客観的・合理的な評価方法で算出した評価額(時価)をいう。	直ちに登記が可能な状態となっているものに限り、一般担保として取り扱って差し支えないものとする。 この場合においても、第三者に対抗するためには、確実に登記を行うことが適当であり、当該不動産担保の抵当権の設定状況について適切な管理が必要である。 (追加)		担保評価額	な債権管理が確保されているものがこれに該当する。	直ちに登記が可能な状態となっているものに限り、一般担保として取り扱って差し支えないものとする。 この場合においても、第三者に対抗するためには、確実に登記を行うことが適当であり、当該不動産担保の抵当権の設定状況について適切な管理が必要である。 また、動産を担保とする場合は、對抗要件が適切に具備されていることのほか、数量及び品質等が継続的にモニタリングされていること、客観性・合理性のある評価方法による評価が可能であり実際にもかかる評価を取得していること、当該動産につき適切な換価手段が確保されていること、担保権実行時の当該動産の適切な確保のための手続きが確立していることを含め、動産の性質に応じ、適切な管理及び評価の客観性・合理性が確保され、換価が確実であると客観的・合理的に見込まれるかを検証する。 また、債権を担保とする場合は、對抗要件が適切に具備されていることのほか、当該第三債務者(目的債権の債務者)について信用力を判断するために必要となる情報を随時入手できること、第三債務者の財務状況が継続的にモニタリングされていること、貸倒率を合理的に算定できること等、適切な債権管理が確保され、回収(第三者への譲渡による換価を含む)が確実であると客観的・合理的に見込まれるかを検証する。	担保評価額	客観的・合理的な評価方法で算出した評価額(時価)をいう。 担保評価額が客観的・合理的な評価方法で算出されているかを検証する。 (追加)	担保評価額	客観的・合理的な評価方法で算出した評価額(時価)をいう。 担保評価額が客観的・合理的な評価方法で算出されているかを検証する。 なお、担保評価額については、必要に応じ、評価額推移の比較分析、償却・引当などとの整合性のほか、処分価格の検証において、担保不動産の種類別・債務者区分別・処分態様別・実際の売買価額の傾向など、多面的な視点から検証を行う必要がある。 また、担保評価においては、現況に基づき評価が原則であり、現地を現地に確認するとともに権利関係の態様、法令上の制限(建築基準法、農地法など)を調査の上で適切に行う必要があり、また土壌汚染、アスベストなどの

(改訂前)				(改訂後)			
項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
処分可能見込額	<p>上記で算出した評価額(時価)を踏まえ、当該担保物件の処分により回収が確実と見込まれる額をいう。この場合、債権保全という性格を十分に考慮する必要がある。なお、評価額の精度が十分に高い場合には、評価額と処分可能見込額が等しくなる。</p>	<p>イ. 債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である債務者に対する債権の担保不動産の評価額の見直し(再評価又は時点修正。以下同じ。)は、個別貸倒引当金は每期必要額の算定を行わなければならないこととされていることから、公示地価、基準地価、相続税路線価など決算期末日又は仮基準日において判明している直近のデータを利用して、少なくとも年1回は行わなければならないが、半期に1回は見直しを行うことが望ましい。</p> <p>また、債務者区分が要注意先である債務者に対する債権の担保不動産の評価額についても、年1回見直しを行うことが望ましい。</p> <p>担保物件の評価額が一定金額以上のものは必要に応じて不動産鑑定士の鑑定評価を実施していることが望ましい。</p> <p>なお、賃貸ビル等の評価に当たっては、売買事例による評価、公示地価等による評価に加え、収益還元法による評価を行うことが望ましい。</p> <p>ロ.(略)</p> <p>(新設)</p> <p>担保評価額に基づき、処分可能見込額が客観的・合理的な方法で算出されているかを検証する。</p> <p>イ. 処分可能見込額の算出に当たっての掛け目が合理的であるかを検証する。</p> <p>なお、処分可能見込額が担保評価額に次に掲げる掛け目を乗じて得られた金額以下である場合は、妥当</p>		処分可能見込額	<p>上記で算出した評価額(時価)を踏まえ、当該担保物件の処分により回収が確実と見込まれる額をいう。この場合、債権保全という性格を十分に考慮する必要がある。なお、評価額の精度が十分に高い場合には、評価額と処分可能見込額が等しくなる。</p>	<p>環境条件等にも留意する。</p> <p>イ. 債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先である債務者に対する債権の担保不動産の評価額の見直し(再評価又は時点修正。以下同じ。)は、個別貸倒引当金は每期必要額の算定を行わなければならないこととされていることから、公示地価、基準地価、相続税路線価など決算期末日又は仮基準日において判明している直近のデータを利用して、少なくとも年1回は行わなければならないが、半期に1回は見直しを行うことが望ましい。</p> <p>また、債務者区分が要注意先である債務者に対する債権の担保不動産の評価額についても、年1回見直しを行うことが望ましい。</p> <p>担保評価額が一定金額以上のものは必要に応じて不動産鑑定士の鑑定評価を実施していることが望ましい。</p> <p>なお、賃貸ビル等の収益用不動産の担保評価に当たっては、原則、収益還元法による評価とし、必要に応じて、原価法による評価、取引事例による評価を加えて行っているかを検証する。この場合において、評価方法により大幅な乖離が生じる場合には、当該物件の特性や債権保全の観点からその妥当性を慎重に検討する必要がある。特に、特殊な不動産(ゴルフ場など)については、市場性を十分に考慮した評価となっているかどうかを検証する。</p> <p>ロ.(略)</p> <p>ハ. 動産・債権担保の担保評価については、実際に行っている管理手法等に照らして客観的・合理的なものとなっているかを検証する。</p> <p>担保評価額に基づき、処分可能見込額が客観的・合理的な方法で算出されているかを検証する。</p> <p>イ. 担保評価額を処分可能見込額としている場合は、担保評価額の精度が高いことについて合理的な根拠があるかを検証する。具体的には、相当数の物件について、実際に処分が行われた担保の処分価格と担保評</p>	

(改訂前)				(改訂後)			
項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
		<p>なものと判断して差し支えない。</p> <p>(不動産担保)</p> <p>土地 評価額の70%</p> <p>建物 評価額の70%</p> <p>(有価証券担保)</p> <p>国債 評価額の95%</p> <p>政府保証債 評価額の90%</p> <p>上場株式 評価額の70%</p> <p>その他の債券 評価額の85%</p>	<p>(注)「その他の債券」とは、地方債(公募債及び縁故債)、公社債のうち政府保証のない債券、金融債、証券取引所に上場している会社の発行する事業債、投資信託受益証券をいう。</p>			<p>価額を比較し、処分価格が担保評価額を上回っているかどうかについての資料が存在し、これを確認できる場合は、合理的な根拠があるものとして取り扱うものとする。</p> <p>ロ. 直近の不動産鑑定士(不動産鑑定士補を含む。)による鑑定評価額又は競売における買受可能価額がある場合には、担保評価額の精度が十分に高いものとして当該担保評価額を処分可能見込額と取り扱って差し支えないが、債権保全という性格を十分考慮する観点から、鑑定評価の前提条件等や売買実例を検討するなどにより、必要な場合には、当該担保評価額に所要の修正を行っているかを検証する。鑑定評価については、依頼方法、依頼先との関係についても留意する。</p> <p>なお、不動産鑑定士(不動産鑑定士補を含む。)による鑑定評価額及び競売における買受可能価額以外の価格についても、担保評価額の精度が高いことについて合理的な根拠がある場合は、担保評価額を処分可能見込額とすることができることに留意する。</p> <p>八. 処分可能見込額の算出に当たって、掛け目を使用している場合は、その掛け目が合理的であるかを検証する。</p> <p>(イ) 不動産の処分可能見込額の算出に使用する掛け目について、処分実績等が少ないとの事由により、掛け目の合理性が確保されない場合は、次に掲げる値以下の掛け目を使用しているかを検証する。</p> <p>なお、安易に次に掲げる値以下の掛け目に依存していないかに留意する。</p> <p>(不動産担保)</p> <p>土地 評価額の70%</p> <p>建物 評価額の70%</p> <p>(ロ) 有価証券の処分可能見込額が担保評価額に次に掲げる掛け目を乗じて得られた金額以下である場合は、妥当なものと判断して差し支えない。</p> <p>(有価証券担保)</p>	<p>(注)「資料」は、担保物件の種類別に区分されていることが望ましい。</p> <p>(注)「鑑定評価額」とは、不動産鑑定評価基準(国土交通事務次官通知)に基づき評価を行ったものをいい、簡易な方法で評価を行ったものは含まない。</p> <p>(注)「買受可能価額」とは、民事執行法第60条第3項に規定する買受可能価額をいう。</p>
		<p>ロ. 担保評価額を処分可能見込額としている場合は、担保評価額の精度が高いことについて合理的な根拠があるかを検証する。具体的には、相当数の物件について、実際に処分が行われた担保の処分価格と担保評価額を比較し、処分価格が担保評価額を上回っているかどうかについての資料が存在し、これを確認できる場合は、合理的な根拠があるものとして取り扱うものとする。</p> <p>八. 直近の不動産鑑定士(不動産鑑定士補を含む。)による鑑定評価額又は裁判所による買受可能価額がある場合には、担保評価額の精度が十分に高いものとして当該担保評価額を処分可能見込額と取り扱って差し支えないが、債権保全という性格を十分考慮する観点から、鑑定評価の前提条件等や売買実例を検討するなどにより、必要な場合には、当該担保評価額に所要の修正を行っているかを検証する。</p> <p>(追加)</p> <p>なお、不動産鑑定士(不動産鑑定士補を含む。)による鑑定評価額及び裁判所による買受可能価額以外の価格についても、担保評価額の精度が高いことについて合理的な根拠があ</p>	<p>(注)「資料」は、担保物件の種類別に区分されていることが望ましい。</p> <p>(注)「鑑定評価額」とは、不動産鑑定評価基準(国土交通事務次官通知)に基づき評価を行ったものをいい、簡易な方法で評価を行ったものは含まない。</p> <p>(注)「買受可能価額」とは、民事執行法第60条第3項に規定する買受可能価額をいう。</p>			<p>ロ. 直近の不動産鑑定士(不動産鑑定士補を含む。)による鑑定評価額又は競売における買受可能価額がある場合には、担保評価額の精度が十分に高いものとして当該担保評価額を処分可能見込額と取り扱って差し支えないが、債権保全という性格を十分考慮する観点から、鑑定評価の前提条件等や売買実例を検討するなどにより、必要な場合には、当該担保評価額に所要の修正を行っているかを検証する。鑑定評価については、依頼方法、依頼先との関係についても留意する。</p> <p>なお、不動産鑑定士(不動産鑑定士補を含む。)による鑑定評価額及び競売における買受可能価額以外の価格についても、担保評価額の精度が高いことについて合理的な根拠がある場合は、担保評価額を処分可能見込額とすることができることに留意する。</p> <p>八. 処分可能見込額の算出に当たって、掛け目を使用している場合は、その掛け目が合理的であるかを検証する。</p> <p>(イ) 不動産の処分可能見込額の算出に使用する掛け目について、処分実績等が少ないとの事由により、掛け目の合理性が確保されない場合は、次に掲げる値以下の掛け目を使用しているかを検証する。</p> <p>なお、安易に次に掲げる値以下の掛け目に依存していないかに留意する。</p> <p>(不動産担保)</p> <p>土地 評価額の70%</p> <p>建物 評価額の70%</p> <p>(ロ) 有価証券の処分可能見込額が担保評価額に次に掲げる掛け目を乗じて得られた金額以下である場合は、妥当なものと判断して差し支えない。</p> <p>(有価証券担保)</p>	<p>(注)「資料」は、担保物件の種類別に区分されていることが望ましい。</p> <p>(注)「鑑定評価額」とは、不動産鑑定評価基準(国土交通事務次官通知)に基づき評価を行ったものをいい、簡易な方法で評価を行ったものは含まない。</p> <p>(注)「買受可能価額」とは、民事執行法第60条第3項に規定する買受可能価額をいう。</p>

(改訂前)				(改訂後)			
項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
保証等による調整	(略)	る場合は、担保評価額を処分可能見込額とすることができることに留意する。		保証等による調整	(略)	国債 評価額の95% 政府保証債 評価額の90% 上場株式 評価額の70% その他の債券 評価額の85%	(注)「その他の債券」とは、地方債(公募債及び縁故債)公社債のうち政府保証のない債券、金融債、 金融商品取引所 に上場している会社の発行する事業債、投資信託受益証券をいう。
優良保証等	イ.公的信用保証機関の保証、金融機関等の保証、複数の金融機関等が共同して設立した保証機関の保証、地方公共団体と金融機関等が共同して設立した保証機関の保証、地方公共団体の損失補償契約等保証履行の確実性が極めて高い保証をいう。ただし、これらの保証であっても、保証機関等の状況、手続不備等の事情から代位弁済が疑問視される場合及び自社が履行請求の意思がない場合には、優良保証とはみなされない。	(略) 左記に掲げる保証が優良保証とされているかを検証する。 イ.「公的信用保証機関」とは、法律に基づき設立された保証業務を行うことができる機関であり、信用保証協会等である。 なお、公的信用保証機関の保証の種類によっては保証履行の範囲が100%ではないものがあることに留意する。 以下の場合、「保証機関等の状況、手続不備等の事情から代位弁済が疑問視される場合又は履行請求の意思がない場合」として、優良保証とはみなさないものとする。 (イ) 保証機関等の経営悪化等の理由から、代位弁済請求を行っていない場合又は代位弁済請求を行っているが代位弁済が受けられない場合(ただし、上記イの公的信用保証機関を除く。) (ロ) 保証を受けている保険会社が代位弁済手続を失念あるいは遅延する等の保証履行手続上の理由により、保証機関等から代位弁済を拒否されている場合 (ハ) その他保証を受けている保険会社が保証履行請求を行う意思がない場合 口.一般事業会社の保証については、原則として 証券取引所 上場の有配会社又は店頭公開の有配会社で、かつ保証者が十分な保証能力を有し、正式な保証契約に	(注)株式会社産業再生機構の保証については、優良保証とみなして差し支えないものとする。	優良保証等	イ.公的信用保証機関の保証、金融機関等の保証、複数の金融機関等が共同して設立した保証機関の保証、地方公共団体と金融機関等が共同して設立した保証機関の保証、地方公共団体の損失補償契約等保証履行の確実性が極めて高い保証をいう。ただし、これらの保証であっても、保証機関等の状況、手続不備等の事情から代位弁済が疑問視される場合及び自社が履行請求の意思がない場合には、優良保証とはみなされない。	左記に掲げる保証が優良保証とされているかを検証する。 イ.「公的信用保証機関」とは、法律に基づき設立された保証業務を行うことができる機関であり、信用保証協会等である。 なお、公的信用保証機関の保証の種類によっては保証履行の範囲が100%ではないものがあることに留意する。 以下の場合、「保証機関等の状況、手続不備等の事情から代位弁済が疑問視される場合又は履行請求の意思がない場合」として、優良保証とはみなさないものとする。 (イ) 保証機関等の経営悪化等の理由から、代位弁済請求を行っていない場合又は代位弁済請求を行っているが代位弁済が受けられない場合(ただし、上記イの公的信用保証機関を除く。) (ロ) 保証を受けている保険会社が代位弁済手続を失念あるいは遅延する等の保証履行手続上の理由により、保証機関等から代位弁済を拒否されている場合 (ハ) その他保証を受けている保険会社が保証履行請求を行う意思がない場合 口.一般事業会社の優良保証については、 金融商品取引所 上場の無配会社又は店頭公開の無配会社で無配の原因が一過性のものであり、かつ、	(削除)

(改訂前)				(改訂後)			
項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
一般保証	よるものを優良保証とする。 ハ.(略) 優良保証等以外の保証をいう。 例えば、十分な保証能力を有する一般事業会社(上記の口を除く。)及び個人の保証をいう。	会社の業況及び財務状況等からみて翌決算期には復配することが確実と見込まれる場合で、保証者が十分な保証能力を有し、正式な保証契約が締結されている場合は、優良保証と判断して差し支えない。 ハ.(略) 左記に掲げる保証が一般保証とされているかを検証する。 (追加)		一般保証	約によるものを優良保証とする。 ハ.(略) 優良保証等以外の保証をいう。 例えば、十分な保証能力を有する一般事業会社(上記の口を除く。)及び個人の保証をいう。	当該会社の業況及び財務状況等からみて翌決算期には復配することが確実と見込まれる場合で、保証者が十分な保証能力を有し、正式な保証契約が締結されている場合は、優良保証と判断して差し支えない。 ハ.(略) 左記に掲げる保証が一般保証とされているかを検証する。 保証会社の保証能力の有無等の検証に当たっては、当該保証会社の財務内容、債務保証の特性、自己査定、償却・引当、保証料率等の適切性等を踏まえた十分な実態把握に基づいて行う。また、保証が当該保険会社の子会社によるものである場合において、例えば、当該子会社が親保険会社等から支援等を受けている場合には、経営改善計画の妥当性や、その支援等を控除した場合等の状況についても踏まえることに留意する。	
(略)				(略)			
(略)				(略)			
債権の分類基準	債務者区分に応じて、当該債務者に対する債権について次のとおり分類を行うものとする。 また、プロジェクト・ファイナンスの債権については、債務者区分を行わず、回収の危険性の度合いに応じて分類を行うことができるものとする。 (追加)	債権の分類は、債務者区分に従い、担保及び保証等による調整を行い、分類対象外債権の有無を検討の上、正確に分類されているかを検証する。 なお、プロジェクト・ファイナンスの債権について、債務者区分によらない場合には、回収の危険性の度合いに応じて分類されているかを検証する。		債権の分類基準	債務者区分に応じて、当該債務者に対する債権について次のとおり分類を行うものとする。 また、プロジェクト・ファイナンスの債権については、回収の危険性の度合いに応じて見做し債務者区分を付して分類を行う。この場合、例えばスコアリングによる格付け及びLTV(ローン・トゥー・バリュー)やDSCR(デット・サービス・カバレッジ・レシオ)等の指標を加味しながら総合的に回収の危険性を評価する等、合理的な手法で行うものとする。 資産等の流動化に係る債権については、当該スキームに内在するリスクを適切に勘案した上で、回収の危険性の度合いに応じて分類を行うものとする。	債権の分類は、債務者区分に従い、担保及び保証等による調整を行い、分類対象外債権の有無を検討の上、正確に分類されているかを検証する。 なお、プロジェクト・ファイナンスの債権について、回収の危険性の度合いに応じて見做し債務者区分を付して分類されているかを検証する。	
(以下、略)		(以下、略)		(以下、略)		(以下、略)	
~ (略)				~ (略)			
~ (略)				~ (略)			
保険業法における債	(略)	(略)		保険業法における債	(略)	(略)	

(改訂前)				(改訂後)			
項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
権区分との関係				権区分との関係			
(略)				(略)			
要管理債権	<p>要管理債権とは、要注先に対する債権のうち「3カ月以上延滞貸付金(元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金)及び条件緩和貸付金(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金)」をいう。</p> <p>なお、要注先に対する債権は、要管理債権とそれ以外の債権に分けて管理するものとする。</p>	<p>左記に掲げる債権が要管理債権とされているかを検証する。その際、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロに定めるリスク管理債権に係る貸付条件緩和債権の定義及び当社の保険会社向けの総合的な監督指針-2-17-3ののの貸付条件緩和債権に係る留意事項をも参考として検証する。</p> <p>なお、形式上は延滞は発生していないものの、実質的に3カ月以上延滞している債権を要管理債権としているかを検証する。</p> <p>(注)実質的な延滞債権となっているかどうかは、返済期日近くに実行された貸付金の資金使途が元本又は利息の返済原資となっていないかを稟議書の確認及び当該貸付金の資金トレースを行うなどの方法により確認する。</p>	(新設)	要管理債権	<p>要管理債権とは、要注先に対する債権のうち「3カ月以上延滞貸付金(元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金)及び条件緩和貸付金(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金)」をいう。</p> <p>なお、要注先に対する債権は、要管理債権とそれ以外の債権に分けて管理するものとする。</p>	<p>左記に掲げる債権が要管理債権とされているかを検証する。その際、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロに定めるリスク管理債権に係る貸付条件緩和債権の定義及び当社の保険会社向けの総合的な監督指針-2-17-3ののの貸付条件緩和債権に係る留意事項をも参考として検証する。</p> <p>なお、形式上は延滞は発生していないものの、実質的に3カ月以上延滞している債権を要管理債権としているかを検証する。</p> <p>(注)実質的な延滞債権となっているかどうかは、返済期日近くに実行された貸付金の資金使途が元本又は利息の返済原資となっていないかを稟議書の確認及び当該貸付金の資金トレースを行うなどの方法により確認する。</p>	(注)左記の適用に当たっては、「金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]」を参照。
~ (略)				~ (略)			
(略)				(略)			
2. 有価証券の分類方法 基本的な考え方	<p>有価証券の査定に当たっては、その保有目的区分(売買目的有価証券、満期保有目的の債券、責任準備金対応債券、子会社・関連会社株式、その他有価証券)に応じ、適正な評価を行い、市場性・安全性に照らし、分類を行うものとする。</p> <p>また、時価又は実質価額の把握できない有価証券の安全性の判断は、原則として債権と同様の考え方により発行主体の財務状況等に基づき行うものとする。</p>	<p>有価証券の保有目的区分及び評価については、「<u>金融商品に係る会計基準</u>」(企業会計審議会)等に基づいて適正に行われているか検証する。</p>	「金融商品に係る会計基準」等には、「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ&A」を含む。 (注)「実質価額」とは、「金融商品会計に関する実務指針」第92項(市場価格のない株式の減損処理)による実質価額をいう。以下同じ。	2. 有価証券の分類方法 基本的な考え方	<p>有価証券の査定に当たっては、その保有目的区分(売買目的有価証券、満期保有目的の債券、責任準備金対応債券、子会社・関連会社株式、その他有価証券)に応じ、適正な評価を行い、市場性・安全性に照らし、分類を行うものとする。</p> <p>また、時価又は実質価額の把握できない有価証券の安全性の判断は、原則として債権と同様の考え方により発行主体の財務状況等に基づき行うものとする。</p>	<p>有価証券の保有目的区分及び評価については、「<u>金融商品に関する会計基準</u>」(企業会計基準委員会)等に基づいて適正に行われているか検証する。</p>	「金融商品に関する会計基準」等には、「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ&A」を含む。 (注)「実質価額」とは、「金融商品会計に関する実務指針」第92項(市場価格のない株式の減損処理)による実質価額をいう。以下同じ。
(略)				(略)			

(改訂前)				(改訂後)			
項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
時価評価の対象となっていない有価証券(満期保有目的の債券、責任準備金対応債券、子会社・関連会社株式及び時価が把握できないその他有価証券)				時価評価の対象となっていない有価証券(満期保有目的の債券、責任準備金対応債券、子会社・関連会社株式及び時価が把握できないその他有価証券)			
債券	債券については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を行う。 イ.～ロ.(略) ハ.その他有価証券の債券(上記イに該当する債券を除く。) 原則として、債権と同様の方法により価値の毀損の危険性の度合いに応じて帳簿価額を分類する。 (追加)	イ～ロ(略) 債権の分類と同様の方法により分類が行われているか検証する。		債券	債券については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を行う。 イ.～ロ.(略) ハ.その他有価証券の債券(上記イに該当する債券を除く。) 原則として、債権と同様の方法により価値の毀損の危険性の度合いに応じて帳簿価額を分類する。 なお、上記ロ及びハにおいて、自らの保証を付した私募債を引受けている場合にあっても、私募債の発行会社の信用リスクに応じて、貸付債権と同様の方法により、価値の毀損の危険性の度合いに応じて、帳簿価額を分類する。	イ～ロ(略) 債権の分類と同様の方法により分類が行われているか検証する。	
株式	株式については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を行う。 イ(略)	株式について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 適正な時価又は実質価額が把握されているか検証するとともに、下記により減損処理の対象となるものがないか検証する。 なお、実質価額については、原則として、株式の発行主体の資産等の時価評価に基づく評価差額を加味して算出しているかを検証する。 デット・エクイティ・スワップにより取得した株式の帳簿価額については、「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」(平成14年10月9日企業会計基準委員会)に基づい	(新設)	株式	株式については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を行う。 イ(略)	株式について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 適正な時価又は実質価額が把握されているか検証するとともに、下記により減損処理の対象となるものがないか検証する。 なお、実質価額については、原則として、株式の発行主体の資産等の時価評価に基づく評価差額を加味して算出しているかを検証する。 デット・エクイティ・スワップ (以下「DES」という。) により取得した株式の帳簿価額については、「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」(平成14年10月9日企業会	(注)いわゆる実質DES及びDESの取り扱いについては、「監査上の留意事項について」(平成17年3月11
	ロ.子会社・関連会社株式(上記イに該当				ロ.子会社・関連会社株式(上記イに該当		

(改訂前)				(改訂後)			
項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
	<p>する株式を除く。)</p> <p>時価又は実質価額が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を非分類とする。</p> <p>時価又は実質価額が帳簿価額を下回っている場合は、時価又は実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額について、原則として、分類とする。</p> <p>ただし、この場合において、当該株式の時価の下落期間等又は実質価額の低下状況等に基づき、実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額に相当する額を分類とすることができるものとする。</p>	<p>て適正に算定されているかを検証する。</p> <p>(追加)</p> <p>また、デット・エクイティ・スワップにより取得した株式を含む種類株式の期末評価については、「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」(平成15年3月13日企業会計基準委員会)に基づいて適正に評価されているかを検証する。</p> <p>(追加)</p>	<p>(注)帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額に相当する額を分類とする場合には、「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」(平成13年4月17日日本公認会計士協会)を参照。</p>		<p>する株式を除く。)</p> <p>時価又は実質価額が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を非分類とする。</p> <p>時価又は実質価額が帳簿価額を下回っている場合は、時価又は実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額について、原則として、分類とする。</p> <p>ただし、この場合において、当該株式の時価の下落期間等又は実質価額の低下状況等に基づき、実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額に相当する額を分類とすることができるものとする。</p>	<p>計基準委員会)に基づいて適正に算定されているかを検証する。特に、真正なDESであるかどうかの検証項目等に留意する。</p> <p>また、DESにより取得した株式を含む種類株式の期末評価については、「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」(平成15年3月13日企業会計基準委員会)に基づいて適正に評価されているかを検証する。特に評価モデルの仮定の適切性に留意する。</p>	<p>(注)帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額に相当する額を分類とする場合には、「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」(平成13年4月17日日本公認会計士協会)を参照。</p>
(略)	八(略)			(略)	八(略)		
その他の有価証券	<p>その他の有価証券は、上記、及び下記に準じて分類する。ただし、貸付信託の受益証券及び投資信託等のうち預金と同様の性格を有するものは、非分類とする。</p>	(新設)		その他の有価証券	<p>その他の有価証券は、上記、及び下記に準じて分類する。ただし、貸付信託の受益証券及び投資信託等のうち預金と同様の性格を有するものは、非分類とする。</p>	<p>ファンドについては、その種類・内容・リスク特性等の特徴を踏まえて、必要に応じて購入先などから詳細な各種情報を入手し、保険会社が自ら適切にファンドの資産性や評価について、検討しているかを検証する。</p>	
減損処理 ~ (略)				減損処理 ~ (略)			
3.(略)				3.(略)			
4.その他の資産(債権、有価証券及びデリバティブ取引以外)の分類方法	<p>その他の資産は適正な評価に基づき、以下のとおり分類するものとする。</p> <p>なお、信用リスクを有する資産及びオフバランス項目について自己査定を行っている場合には、債権と同様の方法により分類するものとする。</p> <p>特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているもののうち、信用リスクが完全に第三者に転嫁されず、信用リスクの全部又は一部を被検査保険会社が抱えている場合には、債権流動化等の対象となった原債権を債権と同様の方法により分類した上で、被検査保険会社が抱えている信用リスク部分を価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類するものとする。</p>	<p>その他の資産のうち、金融商品の評価については、「金融商品に係る会計基準」(企業会計審議会)等に基づいて適切に行われているかを検証する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>「金融商品に係る会計基準」等には、「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ&A」を含む。</p>	4.その他の資産(債権、有価証券及びデリバティブ取引以外)の分類方法	<p>その他の資産は適正な評価に基づき、以下のとおり分類するものとする。</p> <p>なお、信用リスクを有する資産及びオフバランス項目について自己査定を行っている場合には、債権と同様の方法により分類するものとする。</p> <p>特に、債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているもののうち、信用リスクが完全に第三者に転嫁されず、信用リスクの全部又は一部を被検査保険会社が抱えている場合には、債権流動化等の対象となった原債権を債権と同様の方法により分類した上で、被検査保険会社が抱えている信用リスク部分を価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類するものとする。</p>	<p>その他の資産のうち、金融商品の評価については、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会)等に基づいて適切に行われているかを検証する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>「金融商品に関する会計基準」等には、「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ&A」を含む。</p>

(改訂前)				(改訂後)			
項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
(略)				(略)			
動産・不動産		(略)		動産・不動産		(略)	
営業用動産・不動産	<p>営業用動産・不動産のうち、営業用として使用されていないものについては分類とする。</p> <p>ただし、当該未使用動産・不動産の処分可能見込額が帳簿額を著しく下回り、処分可能見込額が相当期間内に回復すると認められる場合を除き、処分可能見込額の低下に応じて、帳簿価額の減額を行う必要があると認められる場合は、処分可能見込額を分類とし、処分可能見込額と帳簿額の差額を分類とする。</p>	<p>営業用動産・不動産のうち、営業用として使用されていないものを分類しているかを検証する。</p> <p>少なくとも当該未使用動産・不動産の処分可能見込額が帳簿価額を著しく下回っている場合（処分可能見込額が帳簿価額を50%以上下回っている場合を目安とする。）で、かつ、処分可能見込額の回復可能性がないと認められる場合には、帳簿価額と処分可能見込額の差額相当部分が分類とされているかを検証する。</p>	(新設)	営業用動産・不動産	<p>営業用動産・不動産のうち、営業用として使用されていないものについては分類とする。</p> <p>また、営業用、非営業にかかわらず、減損会計を適用した場合に減損すべきとされた金額については、これを分類額とする。</p>	<p>営業用動産・不動産のうち、営業用として使用されていないものを分類しているかを検証する。</p> <p>(削除)</p>	(注)動産・不動産のうち固定資産の減損については、「固定資産の減損に係る会計基準」(平成14年8月9日企業会計審議会)等を参照。
投資用不動産	<p>投資用不動産のうち、一定期間にわたり利用実態がなく利用計画もないものについては分類とする。</p> <p>ただし、当該不動産が売却予定のもので、処分可能見込額が帳簿価額を著しく下回り、処分可能見込額が相当期間内に回復すると認められる場合を除き、処分可能見込額の低下に応じて、帳簿価額の減額を行う必要があると認められる場合は、処分可能見込額を分類とし、処分可能見込額と帳簿価額の差額を分類とする。</p>	<p>投資用不動産のうち、一定期間にわたり利用実態がなく利用計画もないものについて分類しているかを検証する。</p> <p>少なくとも当該不動産が売却予定のもので、処分可能見込額が帳簿価額を著しく下回っている場合（処分可能見込額が帳簿価額を50%以上下回っている場合を目安とする。）で、かつ、処分可能見込額の回復可能性がないと認められる場合には、帳簿価額と処分可能見込額の差額相当部分が分類とされているかを検証する。</p> <p>この場合、売却予定とは、売却することが社内において決定されているものに限らず、客観的に売却を予定していると認められるものも含まれることに留意する。具体的には、検査基準日において、売却先や売却価格は決定されていないが売却に関して不動産業者等と折衝を開始している場合などは売却予定であるものとする。</p>	<p>(注)「一定期間」とは、概ね2年程度をいう。</p> <p>「利用実態がなく」とは、原則、賃料収入がないものをいう。ただし、当初の事業計画が中断し、当面の措置として駐車場等で利用しているものは、賃料収入があるとしても、最終利用形態でないことから利用実態がないものとする。</p> <p>「利用計画もない」とは、計画の具体性及び実現の可能性が高い場合であっても、例えば社内予算書等において、計画に係る予算が計上されている等書面により確認できない場合は利用計画がないものとする。</p>	投資用不動産	<p>投資用不動産のうち、一定期間にわたり利用実態がなく利用計画もないものについては分類とする。</p> <p>また、減損会計を適用した場合に減損すべきとされた金額については、これを分類額とする。</p>	<p>投資用不動産のうち、一定期間にわたり利用実態がなく利用計画もないものについて分類しているかを検証する。</p> <p>(削除)</p>	(注)「一定期間」とは、概ね2年程度をいう。 <p>「利用実態がなく」とは、原則、賃料収入がないものをいう。ただし、当初の事業計画が中断し、当面の措置として駐車場等で利用しているものは、賃料収入があるとしても、最終利用形態でないことから利用実態がないものとする。</p> <p>「利用計画もない」とは、計画の具体性及び実現の可能性が高い場合であっても、例えば社内予算書等において、計画に係る予算が計上されている等書面により確認できない場合は利用計画がないものとする。</p>

(改訂前)				(改訂後)			
項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	項目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
～ (略) その他の資産	<p>上記以外のその他の資産については、その資産性を勘案し、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、分類するものとする。</p> <p>なお、その他の資産のうち、証券取引法上の有価証券に該当するもの及び会計処理上有価証券に準じて取扱うものについては、有価証券の分類方法に準じて評価・分類を行うものとする。</p>	<p>その他の資産については、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p> <p>イ．一般事業会社が発行した買入金銭債権について、一定金額を継続的に買い入れ長期的に信用を供与していると認められる場合は、当該買入金銭債権が債権と同様の方法により分類されているかを検証する。</p> <p>ロ．被検査金融機関の債権を信託方式により流動化した場合において、当該貸付債権信託受益権を被検査保険会社が保有している場合は、当該貸付債権信託受益権は債権と同様の方法により分類しているかを検証する。</p> <p>ハ．資産勘定ではないものの、支払備金にマイナス計上している求償権及び残存物については信用リスクを有することから、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、適切な経理処理が行われているかを検証する。</p>		～ (略) その他の資産	<p>上記以外のその他の資産については、その資産性を勘案し、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、分類するものとする。</p> <p>なお、その他の資産のうち、金融商品取引法上の有価証券に該当するもの及び会計処理上有価証券に準じて取扱うものについては、有価証券の分類方法に準じて評価・分類を行うものとする。</p>	<p>その他の資産については、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p> <p>イ．一般事業会社が発行した買入金銭債権について、一定金額を継続的に買い入れ長期的に信用を供与していると認められる場合は、当該買入金銭債権が債権と同様の方法により分類されているかを検証する。</p> <p>ロ．被検査保険会社の債権を信託方式により流動化した場合において、当該貸付債権信託受益権を被検査保険会社が保有している場合は、当該貸付債権信託受益権は債権と同様の方法により分類しているかを検証する。</p> <p>ハ．資産勘定ではないものの、支払備金にマイナス計上している求償権及び残存物については信用リスクを有することから、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じ、適切な経理処理が行われているかを検証する。</p>	